#### 消防計画(作成例)

(目 的)

- 第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき <mark>建物・テナントの名称</mark> における 防火管理業務について、必要な事項を定め、もって、火災を予防し、生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は、地震等の災害による被害を軽減することを目的とする。 (消防計画の適用範囲)
- 第2条 この計画は、 <mark>建物・テナントの名称</mark> に勤務し、出入りするすべての者に適用する。
- 2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画に 定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示や指揮命令の下に、適 正に業務を実行しなければならない。

(防火管理者の権限及び業務)

- 第3条 建物・テナントの名称 の防火管理者は、 例:総務課長 とし、次の業務を行う。
- (1) この計画の見直しに伴う改正
- (2)消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- (3)消防用設備等の点検・整備の実施又はその監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 建築物の避難施設、防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) 火気使用設備器具、電気設備器具等の点検の実施又はその監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 防火対象物の管理権原者に対する防火管理上必要な事項の助言、報告、その他防火管理 上必要な業務

(消防機関への届出・報告・連絡)

- 第4条 防火管理者は、次の事項について消防機関へ届出、報告若しくは連絡を行う。
- (1)消防計画の届出(改正の場合を含む。)
- (2)消防用設備等の点検結果報告
- (3) 消防用設備等の設置、維持管理に関する指導の要請
- (4) 防火上必要な教育及び訓練に関する指導の要請
- (5) その他法令に基づく諸手続き

(予防管理組織等)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理組織を別表1のとおり定め、火気使用設備器具、電気設備器具及び喫煙の管理等の任務を分担する。

(火災予防上の遵守事項)

第6条 火災の予防のために <mark>建物・テナントの名称</mark> に勤務し、出入りするすべての者は、 次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具、電熱器具は、使用前及び使用後に必ず点検を行い、安全を確認する こと。
- (2) 火気使用設備器具、電熱器具の周囲は、可燃物を常に整理・整とんしておくこと。
- (3) 退社時には、灰皿、吸い殻の後始末を完全にすること。
- (4) 廊下、出入口、通路には、避難の障害となる設備は設けず、また、物品を置かないこと。
- (5) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるようにしておくこと。
- (6) 増築、改築及び模様替等の工事を行う者が、臨時に火気を使用するときは、あらかじめ 防火管理者に協議し、必要な指示を受けてから使用すること。

(防火対象物等の自主点検)

第7条 防火管理者は、防火対象物、火気使用設備器具、電気設備器具等について、次により 定期的に点検を実施する。

点 検 対 象	点 検 月
防火対象物	○月 · ○月
火気使用設備器具	II .
電気設備器具	II .

(消防用設備等の法令点検)

第8条 防火管理者は、防火対象物に設置されている消防用設備等について、消防用設備等点 検有資格者に点検を行わせるものとする。

消防用設備等	点検実施月		
<b>相</b> 的用故 <b>佣</b> 守	機器点検	総合点検	
消 火 器	○月、○月		
自動火災報知設備	○月、○月	○月	
誘導灯	○月、○月		
避難器具	○月、○月	○月	

(点検結果の記録・報告)

第9条 防火管理者は、第7条(防火対象物等の自主点検)及び第8条(消防用設備等の法令 点検)の結果を維持管理台帳に記載するとともに、第8条(消防用設備等の法令点検)につい て、○年に1回長岡市消防長に報告しなければならない。

特定用途防火対象物(集会所、飲食店、診療所、旅館、販売店舗など)・・・1年に1回 非特定用途防火対象物(事務所、工場、共同住宅、学校など)・・・3年に1回

防火対象物等自主点検チェック表(例)は、別紙2のとおり

(不備欠かん事項の補修)

第10条 防火管理者は、第7条(防火対象物等の自主点検)及び第8条(消防用設備等の法 令点検)の結果、不備欠かん箇所を発見したときは、管理権原者に報告し、補修を図らなけれ ばならない。

(自衛消防組織と任務分担)

第11条 **建物・テナントの名称** の自衛消防組織と任務分担は、別表3のとおりとする。 (自衛消防活動)

- 第12条 防火管理者は、消火器等の配置図及び避難経路図を作成し、事務所の見やすい場所 に掲示する。
- 2 自衛消防隊員は、火災等が発生したときは、前条(自衛消防組織と任務分担)に基づき、 積極的に消防活動に従事しなければならない。

(震災予防措置)

- 第13条 防火管理者は、地震時の二次災害の発生を防止するため、次の措置を行う。
- (1) 防火対象物及び防火対象物に付随する施設並びに店内に陳列又は設置する物件の倒壊・ 転倒、落下等の防止
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止並びに自動消火装置及び燃焼自動停止装置等についての作動状況の点検
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止

(地震時の活動)

- 第14条 地震時の活動は、次に定めるところによる。
  - (1) 防火管理者及び防火責任者は、従業員を指揮し、火気使用設備器具等からの出火防止の措置を講ずること。
  - (2)従業員は、客等へ必要な指示を与え、混乱を防止し、必要に応じて避難誘導をすること。
- (3) 防火管理者は、被害を生じない程度の地震の場合であっても、地震後の防火対象物の状態及び火気使用設備器具等の状況を点検し、安全を確認すること。
- 2 被害を生ずる危険がある場合、自衛消防隊長は、隊員その他従業員を指揮し、前項に準じて出火防止、安全避難及び地震後の安全確認等の措置を講ずることとする。
- 3 被害が生じた場合、次に定めるところによる。
- (1) 自衛消防隊長は、隊員及びその他従業員を指揮し、初期消火、通報、避難誘導、救護等 必要な措置を講ずることとする。
- (2) 自衛消防隊長、隊員及びその他従業員は、現場に到着した消防部隊に情報を提供し、部 隊の消防活動に協力するとともに消防部隊の指示に従わなければならない。

(防災教育の実施)

- 第15条 防火管理者は、次により防災教育を行う。
- (1)従業員に対する教育は、年2回実施すること。
- (2) 新入社員に対する教育は、入社時期に行うこと。

- 2 防災教育の内容は、次によるものとする。
- (1)消防計画に関すること。
- (2) 火災予防上遵守すべきこと。
- (3) 防火管理上の各従業員の任務及び責任に関すること。
- (4) 震災対策に関すること。
- (5) その他火災予防上必要なこと。

(訓練)

第16条 通報・消火・避難訓練を年2回実施する。

特定用途防火対象物(飲食店、店舗、福祉施設など)の防火管理者は、消火訓練及び 避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければなり ません。(消防法施行規則第3条第11項)

参考:別表4「消防訓練実施計画(結果)報告書」

(防火管理業務の一部委託状況)

第17条 防火管理業務の一部委託については、別表5のとおりとするものとする。

注) 防火管理業務を一部委託している場合にこの条項が必要です。

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

# 防 火 管 理 組 織 (例)

防火管理者	防火	:担当責任者	火元責任者		
	共用部分 〇〇課長		階段・廊下等	派遣警備員	
	1 階	○○課長補佐	車庫	○○主任	
	1 陌	○○ 株女補佐	ロッカールーム	○○主任	
			事務所	○○係長	
	2階	○○課長補佐	応接室	○○係長	
総務課長			食堂	○○主任	
			会議室	〇〇主任	
	3 階	○○係長	資料保管室	〇〇主任	
			機械室	○○係長	
	4 階	○○係長	研修室	○○主任	
	4 陷		休憩室	〇〇主任	

# 防火対象物等の自主点検チェック表 (例)

		点検箇所(項目)						
月	日							

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) 〇…良 ×…不備・欠陥 ②…即時改修

## 自衛消防組織(例)

指揮班

隊長を補佐し、消防活動の指揮

総務課長補佐 にあたる。

通報連絡班

○ ○ 係 長

消防機関への通報、社内への報

知及び到着した消防隊への情報提

供にあたる。

自衛消防隊長総務課長

消火班

○ ○ 係 長 初

初期消火活動にあたる。

避難誘導班

○ ○ 主 任

警備員

警備員\_

避難誘導にあたる。

### 消防訓練実施計画(結果)報告書

年 月 日

長岡市消防長

様

届出者 住所

氏名

電話

下記のとおり消防訓練を実施する(した)ので報告します。

17-1	所	在	j	也					
防火	名		ź	弥					
対	電		Ī	活					
象 物	防火	: 管	理	者					
訓練実施(予定)日時					年 月 日 時 分から 時 分まで				
訓練参	加(三	予定)	人」	<b></b>	名				
訓 練 の 種 類 (該当項目に○をつける)			i }	須	部分訓練 ( 通報訓練 ・ 消火訓練 ・ 避難訓練 )				
			ける	)	総合訓練				
前 回	訓練	実	施	Ħ	年 月 日 実施				
次 回	訓練	予	定。	月	年 月 実施予定				
訓練担	当者	職・	氏	名					
訓練相	概要	· そ	の他	也					

- ※ 文書名の「計画・結果」部分の該当しない箇所を二本線で消す。
- ※ 表上部の「する・した」部分の該当しない箇所を二本線で消す。
- ※ 必要に応じて、訓練概要・その他部分の記入又は別紙等を添付する。

# 防火管理業務の一部委託状況表

	氏名 (名称)									
受託	住所	斤(月	近在地)	電話 一	<u> </u>					
者	担当	当事	等所							
	住所(所在地) 電話 一									
	常駐方式	範囲	□ 出火防止業務(火気使用箇所の点検監視など) □ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 □ 消防・防災設備等の監視・操作業務							
			□ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自復	所消防活動						
			□火災  □地震  □その他(	)						
			□初期消火 □避難誘導 □救出・応急 □通報連絡 □その他(	·救護 )						
			□ 自衛消防訓練指導 □ その他							
_		方法	常駐場所常駐人員							
受託者			- 帝紅八貝 委託する防火対象物の区域							
者の			委託する時間帯							
行う防火管理業務	巡回方式	範囲	<ul><li>□ 出火防止業務(火気使用箇所の点検監視など)</li><li>□ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</li><li>□ 消防・防災設備等の監視・操作業務</li></ul>							
管理		方法	□ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自復	所消防活動						
工業 2			□火災  □地震  □その他(	)						
$\mathcal{O}$			□初期消火 □避難誘導 □救出・応急 □通報連絡 □その他(	!救護 )						
範囲			□ 自衛消防訓練指導 □ その他							
   及   び			巡回回数							
方法			巡回人数 委託する防火対象物の区域							
伝			委託する時間帯							
	遠隔	範	□ 消防設備等の遠隔監視・操作業務							
	移	用	□ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自復	所消防活動						
	報	及	□火災 □地震 □その他(	)						
			□初期消火 □避難誘導 □救出・応急 □通報連絡 □その他(	! 救護 )						
			□ 自衛消防訓練指導 □ その他							
		方法	現場確認要員の待機場所							
		12	到着所要時間							
			委託する防火対象物の区域 委託する時間帯							
	1		A HE / OUTBILL							